

2017年12月28日

法務大臣 上川陽子 殿
法務省入国管理局 御中
東京入国管理局 御中

要 請 書

全国難民弁護団連絡
代 表 渡 邊 彰 悟
事務局長 難 波 満

全国難民弁護団連絡会議（以下「当会議」という）は、貴庁に対し、以下のとおり要請いたします。

1 要請の趣旨

入国管理局において、難民申請者をはじめとする被仮放免者に対し、動静監視の名のもと、生活の場に立ち入って生活状況を調査するなどの搜索にわたる活動を行わないよう強く要請します。

2 要請の理由

(1) 平成27年9月18日付け法務省管警第263号法務省入国管理局長「退去強制令書により収容する者の仮放免措置に係る運用と動静監視について（通達）」及び平成28年9月28日付け法務省管警第202号法務省入国管理局長「被退去強制令書発付者に対する仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化の徹底について（指示）」を受け、近時、地方入国管理局により、動静監視の名のもと、被仮放免者の生活状況を監視する活動が著しく強化されています。

これを受け、最近、当会議所属の弁護士のもとに、難民申請者の被仮放免者からの連絡で、入国管理局職員による訪問を受け、家の中に入られ、そして様々な生活状況を写真におさめるとともに、家の中の様々な文書を確認していくという事態が発生しています。また、難民申請者ではないものの、大阪入国管理局に収容されたベトナム人の男性が、その際、本人の同意や裁判所の令状がないのに違法にアパートを搜索されたなどとして、住居侵入の疑いで入国管理局の職員らを告訴した事件も報道されているところです。

(2) これらは、いわゆる搜索にわたる活動と考えられますが、外国人であっても私生活上の自由、私的空間に公権力に介入されない法的利益を有しており、憲法も「何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、...正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵さ

れない」と規定し（憲法 35 条 1 項）、これを確認しています。このことは、在留資格がないというその一事によって何ら異なるものではありません。

このような憲法上の保障を制約する以上、強制調査である搜索には法律の根拠が必要です。しかしながら、退去強制令書発付前の強制調査である「搜索」（「入国警備官は、違反調査をするため必要があるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を得て、臨検、搜索又は押収をすることができる」同法 31 条 1 項）のような規定は、退去強制令書発付後に関し存在しません。

法律上の根拠がない以上、退去強制令書発付後の仮放免者に対して、事実上の強制に至る「搜索」はできないことは明らかです。

(3) さらに、刑事手続においても、搜索される者の承諾が仮にあったとしても搜索はできないとされており、運用上も「人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶につき搜索をする必要があるときは、住居主又は看守者の任意の承諾が得られると認められる場合においても、搜索許可状の発付を受けて搜索をしなければならない」（犯罪捜査規範 108 条）とされています。

このことは、私的空間への介入という点においてまったく同様であることから、行政調査（強制調査）である搜索にも妥当します。また、行政調査で獲得された証拠は、差押えにより刑事手続の証拠とされることすら何ら禁止されていないのであって、この点からも行政調査といえども承諾に基づく搜索は許されません。

したがって、当事者である被仮放免者の承諾があったとしても強制調査たる搜索が適法となる余地はまったくありませんが、付け加えますと、被仮放免者は、仮放免期間更新・再審などの権限を有する入国管理局からの搜索の要求に承諾せざるを得ない状況に常にあるのであって、多くの場合、当該外国人の搜索に係る承諾は、真意に基づく承諾とは到底言えるものでありません。

(4) とりわけ、難民申請者、特に在留資格のない難民申請者は、申請しているという状況と在留資格のない状況の下で非常に厳しい状況に置かれています。そんな中で地方入国管理局からの訪問を受けて、諸々のことを探索・調査されるのは、送還を恐れている難民申請者にとって二重の苦痛を与えるものでもあり、結果として彼らに対して非人道的な取り扱い（自由権規約 7 条）をする結果となりかねません。

また、このような取扱いによって難民申請者を本国に帰国せざるを得ない状況に追い込むことは、難民を迫害のおそれのある本国に送還することを禁止するノン・ルフールマンの原則（難民条約 33 条）に抵触することになるものです。

(5) 以上のとおりですので、当会議は、貴庁に対し、入国管理局において、難民申請者をはじめとする被仮放免者に対し、動静監視の名のもと、生活の場に立ち入って生活状況を調査するなどの搜索にわたる活動を行わないよう強く要請するものです。

以 上